

第5章 計画の推進体制

- 1．介護保険制度の円滑な実施のための方策
- 2．高齢者保健福祉の環境整備

第5章 計画の推進体制

1. 介護保険制度の円滑な実施のための方策

(1) 制度周知等の推進

介護保険制度改革が着実に実施され、高齢者の「自立支援」が図られるよう、広報やホームページを活用し、情報提供を行っていきます。また、パンフレット等の作成や講演会・教室を開催し、周知・広報に努めます。また、認知症高齢者やその家族・介助者など、その特性に応じたわかりやすい情報提供を行っていきます。

なお、サービス利用者の自己選択を支援するため、介護サービス事業者がサービス提供体制等に係る自己情報を積極的に開示するよう働きかけていきます。

(2) 適切な要介護認定

要介護認定調査の適性を確保するための認定調査事務の実施体制の強化を図り、迅速な対応を行っていきます。

(3) 介護保険事業に係る評価の推進

介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析するとともに、住民に対する運営状況の情報開示を行っていきます。

(4) 介護給付適正化に向けた取り組みの推進

ケアプランのチェックにより、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を地域支援事業の中で図ります。

(5) 介護サービス事業者の質の向上

介護サービス事業者への指導・助言等

介護サービス利用者が必要とする適切なサービスを利用できるよう、町によるサービス事業者への立入調査等を実施し、適切な指導・助言を行っていきます。また、地域包括支援センターと連携を図りながら、介護支援専門員等の質の向上を図るため、研修の実施や支援・指導を行っていきます。

介護サービスに対する相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、初期相談体制を整えながら、介護サービスに関する相談がしやすい体制の整備に努めていきます。また、各関係機関と連携を図り、相談支援体制の構築及び連携を図ります。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置制度の活用促進

社会福祉法人等による利用者負担額減免制度を活用し、低所得者の介護サービスの利用が困難にならないよう、制度の利用促進を図ります。

2. 高齢者保健福祉の環境整備

(1) 保健・医療・福祉各機関の連携

高度化、多様化する高齢者等のニーズに対応していくには、保健・医療・福祉の連携のとれた総合的サービスを提供していく必要があります。地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となって保健・医療・福祉の連携を図るとともに、高齢者等のニーズをサービス供給に結び付けていく仕組みを構築します。

(2) 地域関係団体との連携

地域においては、民生委員をはじめ福祉委員、食生活改善推進委員、愛育会班員等のボランティアや自治会、婦人会、老人クラブ等の民間団体等がそれぞれの目的に応じて活動しています。これらの地域におけるボランティアや民間団体等の広範な参加を得て、援護を必要とする高齢者を地域全体で支え合う組織づくりを促進します。

(3) ボランティア等民間団体への支援

保健分野では食生活改善推進員、愛育会班員などが地産地消の普及、栄養改善に関する知識や技術の普及、健康診査の受診勧奨等、地域住民の健康づくりに寄与しています。福祉分野でも、婦人会や中学校の生徒が社会奉仕活動を積極的に行っています。このような、地域におけるボランティア等民間団体の活動について、より一層広範な取り組みを促進するとともに継続的な支援をします。

